令和4年2月4日開催

第11回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和3年度 第11回遠軽町農業委員会総会議事録

- 1. 開催月日 令和4年2月4日(金)
- 2. 開催時刻 開刻 13時30分 閉刻 13時55分
- 3. 開催場所 遠軽町議会議場
- 4. 出席委員 14人

| 会 | 長 | 18番 | 新国 純一 | <u> -</u> |
|-------|----|-----|-------|-----------|
| 会長職務代 | 理者 | 17番 | 石丸 博為 | 隹 |
| 委 | 員 | 1番 | 梶田 政實 | ť |
| 委 | 員 | 3 番 | 菅井 詢 | 戊 |
| 委 | 員 | 4番 | 笹原 仁 | _ |
| 委 | 員 | 7番 | 林 秀利 | П |
| 委 | 員 | 8番 | 鈴木 和引 | 4 |
| 委 | 員 | 9 番 | 岡田 一言 | ij |
| 委 | 員 | 10番 | 石山 幸一 | - |
| 委 | 員 | 11番 | 大河原正- | - |
| 委 | 員 | 12番 | 大村 明 | 月 |
| 委 | 員 | 13番 | 須藤 智引 | 4 |
| 委 | 員 | 14番 | 西原 弘子 | <u>_</u> |
| 委 | 員 | 15番 | 原田喜一良 | ß |

5. 欠席委員 4人

委員2番 佐藤 克哉委員5番 西 美紀委員6番 菅井 美徳委員16番 早川 剛司

- 6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名

委員8番 鈴木 和弘委員17番 石丸 博雄

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地・農業振興担当係長 原 吉生

- 第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について
 - 議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (基本構想)の見直しについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長 広瀬 淳次 農地・農業振興担当係長 原 吉 生 農地・農業振興担当主事補 松尾 和康

8. 会議の概要

議 長 ただ今から、本日招集された令和3年度第11回(R4.2.4)遠軽町 農業委員会総会を開催いたします。

> 本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員14名であります。 「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過 半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、8番 鈴木委員、17番 石丸委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

(事務局長 諸般の報告)

◆諸般の報告

1. R 4. 1. 7 (金) 13:30~ 第10回農業委員会総会

2. R4. 1. 26 (水)

遠軽町農業推進協議会農業経営企画指導部会 広瀬事務局長・係長出席

◆今後の予定

1. R 4. 3. 4 (金) 13:30~ 第12回農業委員会総会

議長ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。 それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意 解約について」を議題とします。

事務局から議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

賃貸人一紋別郡遠軽町●●■

•• ••

賃借人一紋別郡遠軽町●●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積 (㎡) 「36,524」

3 通知の理由

平成24年1月20日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が 合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当 しません。

その2

1 通知者の住所氏名

賃貸人一紋別郡遠軽町●●●

•• ••

賃借人一紋別郡遠軽町●●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外8筆」・地目「公簿、原 野・畑及び現況は全て畑」・面積(㎡)「9筆合計 62,305」

3 通知の理由

平成24年4月17日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、 双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が 合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当 しません。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第 1 号「その 1 」についての質疑を行います。 質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議長異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。 次に議案第1号「その2」についての質疑を行います。 質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議長異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (基本構想)の見直しについて」を議題とします。

事務局から議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基本構想)の見直しについて」を説明いたします。 議案書をご覧ください。

> 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (案) 別冊のとおり

2 意見

遠軽町農業の持続的な発展と効果的かつ安定的な農業経営の実現のためこの基本構想に盛り込まれた課題解決の目標に沿って、 具体的な施策の確立に配慮を願う。

基本構想の見直しに関する詳細について事務局より説明いたします。

事務局 令和3年度農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る主な改正点についてご説明いたします。

本基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき、担い

手の効率的かつ安定的な農業経営の指標や目指すべき農業構造の目標を 明らかにするとともに、その目標の実現に向けて実施してく事項等を定 めた総合的な計画となっております。

都道府県で策定する基本方針に則するものであり、北海道農業経営基盤強化促進基本方針が令和3年3月に改正されたことから、令和12年度までの10年間を計画期間として今回見直しが行われるもので、法令に基づき町から意見を求められているものです。

事務局

主な改正点と書かれたA4一枚ものの資料をご覧ください。

主な改正事項の「全般」ですが、今後の見直し作業の効率化や誤り防止の観点から、全般的に北海道の記載例に合わせた変更が行われているところであります。

次に「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」ですが、基本構想案1ページから4ページまで記載されております。

冒頭、「遠軽町農業の現状と課題」が記載されておりますが、現状の各種数値は2020年の農林業センサスの調査結果などを基に更新されております。

主たる従事者の「目標年間農業所得」は、北海道では概ね500万円とされておりますが、遠軽町内の他産業の所得状況などの数値を用い、北海道の算出方法で生涯所得を算出したところ、遠軽町は約446万円であったことから、現行の400万円から450万円に更新されております。

「目標年間労働時間」は、町独自で数値を把握していないことから、北海道で示している 1,700 時間~2,000 時間が採用されています。

「農業経営の法人化の推進」は、現行の目標値が 10 年間で 4 法人の増加としていることから、大きく変わらないと見込んで現状値 19 法人から 4 法人増加の 23 法人に設定されています。

「新規就農者の育成・確保」「労働力不足への対応」は、今回新たな項目として追加されております。

「確保・育成すべき人数の目標」は、北海道の目標が1市町村当たり約4人であり、また、遠軽町の過去の実績等からも概ね4件以下ということから、今回も年間4人で設定されております。

「農外・独立就農した者の数値目標」は、現行で主たる従事者の目標年間農業所得の概ね5割とされており、今回目標年間農業所得を見直していることから、450万円の5割の225万円に変更されております。

次に、「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効果的かつ安定的な農業経営の指標」につきましては、営農類型を現行の10形態から8形態に変更されております。理由としましては、近年農業者数の減少が顕著であることや、例示の内容から統合可能な営農分類があることなどから、営農類型の整理が行われたものです。

酪農畑作 I 型につきましては、酪農経営に小麦10町程度を追加しており、基本的には酪農経営が主体となるため、酪農 I 型で補完できることなどから削除されております。

畑作野菜につきましては、Ⅰ型とⅡ型で経営内容にあまり差がなく、畑作

野菜農家の戸数も減少してきていることから、経営内容を見直して統合が行われたものです。

そのほか、全類型に関することですが、北海道の記載例に表現に合わせたことから、新たに労働時間や農業所得が追加されております。酪農・畜産については、遠軽町酪農・肉用牛生産近代化計画からの抜粋、畑作については、普及センター協力の下、えんゆう農業協同組合「第5次中期農業振興計画・経営計画」や北海道農業生産技術体系などの数値を基に、営農Naviソフトを使用して算出されております。

次に「第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」ですが、こちらは現行どおり酪農と畑作の2形態から変更はありません。こちらも先ほどと同様に、労働時間と農業所得が追加されております。

次に「第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」ですが、農用地の利用の集積に関する目標については現行から変更せず、遠軽町農用地面積の95%程度を目標とされております。北海道の基本方針においても95%の目標値が示されているところであります。

次に「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」ですが、農用地利用規程の特例について基本方針に新たに追加されていることから、基本構想にも追加されております。

次に、現行の第6として記載されていた「農地利用集積円滑化事業に関する事項」ですが、当該事業が廃止されていることから記載が削除されているところであります。

次に「第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項」、「第7 その他」については現行から変更はありません。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

議 長 これより、議案第2号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基本構想)の見直しについて」の質疑を行います。 質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長質疑がないようでありますから、採決を行ないます。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。 従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

> 以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。 これをもちまして、令和3年度第11回農業委員会総会を閉会します。